

プロジェクト	実務対応 仮想通貨に係る会計上の取扱い
項目	第 110 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 110 回実務対応専門委員会（2017 年 11 月 2 日開催）で議論された仮想通貨に係る会計上の取扱いについて、聞かれた主な意見をまとめたものである。

用語の定義

2. 仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所は資金決済法で規定する仮想通貨交換業者又は外国仮想通貨交換業者が運営するものが該当することとされているが、外国仮想通貨交換業者は資金決済法に相当する外国の法令の規定により外国において同種類の登録等を受けて仮想通貨交換業を行う者とされている。外国の仮想通貨取引所等において活発に取引が行われていたとしても、まだ日本のように法整備が進んでいない国も存在すると考えられるため、その取引価格等を市場価格として使用できない懸念があるのではないか。

上記の意見を踏まえて、外国の仮想通貨取引所等の範囲については、次回以降検討する。

仮想通貨交換業者及び仮想通貨利用者が保有する仮想通貨の会計処理

（期末における仮想通貨の評価に関する会計処理）

3. 期末における活発な市場が存在する仮想通貨の評価において時価ではなく市場価格に基づく価額を使用しているのであれば、結論の背景（第 35 項）において、この点が明確となるよう、記載を見直すべきではないか。

上記の意見を踏まえて、文案（審議事項(2)-2）の第 35 項を見直している。

（活発な市場が存在する仮想通貨の市場価格）

4. 活発な市場が存在する仮想通貨について、結論の背景（第 48 項）では「通常使用する」自己の取引実績の最も大きい仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所における取引価格等を市場価格として使用しており、例えば、期末日一日の取引実績で判断することのないように、本文においても「通常使用する」と明記すべきではな

いか。

上記の意見を踏まえて、文案（審議事項(2)-2）の第9項及び第10項を見直している。

5. 文案の第10項において、自己の取引実績の最も大きい仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所が自己の運営する仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所である場合について、取引価格等が「公正な評価額」である場合に限り、当該取引価格等を期末評価に用いることができるとしているが、文案の第4項(6)の定義上、公正な評価額であるはずの市場価格に基づく価額に、公正な評価額ではない市場価格に基づく価額が含まれるようにも読み取れ、第4項(6)の定義と齟齬が生じる懸念がある。

上記の意見を踏まえて、文案（審議事項(2)-2）の第10項を見直している。

（仮想通貨の取引に係る活発な市場の判断の変更時の取扱い）

6. 活発な仮想通貨が存在しない仮想通貨は文案の第7項に基づき切放し法で処理するとされていることから、その後、活発な市場が存在する仮想通貨となったときにおいても引き続き評価益を計上できないとの誤解が生じる可能性があるため、活発な市場が存在しない仮想通貨が活発な市場が存在する仮想通貨となったときには評価差額が当期の損益として処理され得ることを結論の背景において明記すべきではないか。

上記の意見を踏まえて、文案（審議事項(2)-2）に第50項を追加し、活発な市場が存在しない仮想通貨が活発な市場が存在する仮想通貨となったときには、前期以前における損失処理相当額が当期の損益として処理され得ることを記載している。

開示

7. 預かった仮想通貨と自己の保有する仮想通貨の区分は、預かった仮想通貨に対応する金額が貸借対照表の負債の部に計上されていれば把握可能であるが、もし重要性がなくいずれもその他流動資産とその他流動負債に含めて計上されている場合には、貸借対照表からは金額を把握できないため、区分掲記することや表示科目を定めることを検討してはどうか。
8. 仮想通貨交換業者の多くが非上場企業と想定されるため、仮想通貨交換業者が作成する財務諸表が今後どのように利用されるのか十分判断できず、今後の状況も不明な現状においては、拙速に注記事項を定める必要はないのではないか。
9. 今後、上場会社の子会社が仮想通貨交換業に参入することや仮想通貨交換業者が上

場を目指すことも想定され、将来そのような状況となった場合に必要な注記を検討するのではなく、現時点においても、非上場会社を前提とせず上場会社を想定し、仮想通貨の内訳など、最低限の注記事項を定めるべきではないか。

開示に関しては、審議事項(2)-3において検討している。

適用時期

10. 単に公表日以後適用とした場合には、公表日以後に作成する財務諸表から適用との誤解が生じる可能性があるため、公表日以後終了する事業年度又は四半期会計期間から適用と明記すべきではないか。

上記の意見を踏まえて、文案（審議事項(2)-2）の第18項及び第63項を見直している。

その他

11. 本実務対応報告のタイトルを「当面の取扱い」としているが、将来の見直しを予定しないのであれば「実務上の取扱い」で良いのではないか。

本実務対応報告は、当面必要と考えられる最小限の項目に関する会計上の取扱いを定めている。

以 上